SATO 社会保険労務士法人
News Letter
2018年 7月号(No.107)

今月の特集

1. 地震による休業補償
2. 過重労働の疑いのある事業場に対する監督指導を徹底
3. 民泊新法について

1．地震による休業補償

地震等の天災地変による事業の休止等でやむなく労働者を休業させる場合、まずは労使間でよく話し合い、労働者の不利益を出来る限り回避するよう努力することが大切になります。

労働基準法第 26 条では「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合、使用者は休業期間中の休業手当（平均賃金の 60 パーセント以上）を支払わなければならない」と定められています。このため、企業側の都合で休業させた場合に賃金や手当を支払わないとすることは出来ません。

ただし、その休業が不可抗力によるものである場合は使用者側に責任があるものとは言えないので、この場合は休業手当の支払義務は生じません。

ここでいう不可抗力とは、下記の２つです。

- 事業の外部で生じたものであること
- 事業主側が通常出来うる最大限の注意を払ってなお避けることのできないもの

したがって、地震等の天災地変によって事業場の施設、設備が直接的な被害を受け、事業を行うことが困難になったために労働者を休業させた場合、これは不可抗力によるものとなるため使用者側が休業補償を支払う義務はないと解されます。

なお、上記に関わらず、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行等に基づいて賃金や手当を支払う企業のルールがある場合については、そのルールが優先されますのでご留意ください。

2　過重労働の疑いのある事業場に対する監督指導を徹底

過重労働とは、一般的には長時間労働などにより、労働者の身体的、精神的に過度な負荷を負わせる労働のことを言います。

昨今、過重労働を原因とした過労死などが報道されており監督義務について社会からの厳しい目が向けられております。

厚生労働省は昨年、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の結果と公表を行いました。この監督指導は月 80 時間を超える時間外・休日労働が行われた疑いのある事業場や、長時間労働による過労死等に関する労災請求があった事業場を対象としています。

今後も厚生労働省では月 80 時間を超える時間外・休日労働が疑われる事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行っていくこととしています。

※監督指導を行っていくうえで厚生労働省は「労働時間改善指導・援助チーム」を４月１日から編成し労働時間の改善などを促す取り組みをおこなっており、合わせて「過重労働による健康障害を防ぐために」というリーフレットを展開しております。
https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/101104-1.pdf

3．民泊新法について

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

施行日：平成 30 年６月 15 日

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

2020 年に東京オリンピックを控え、外国人観光客の増加に伴う旅館・ホテル等の宿泊施設の不足が懸念される中で、一般の住宅や空き家を宿泊施設として提供する「民泊事業」が新たなビジネスモデルとして大きな注目を集めています。

民泊新法の対象となる施設は、ホテルや旅館などの宿泊施設ではなく、あくまで「住宅」と位置づけられています。

＜住宅の定義＞

ⅰ　当該家屋内に台所、浴室、便所、洗面設備等の設備が設けられていること

ⅱ　現に人の生活の本拠として使用されている家屋

ⅲ　従前の入居者の賃貸借の期間満了後に新たな入居者の募集が行われている家屋

定義には代表的なものとして、このような要件設定がされており、当該事業の事業者は事前の登録を各都道府県に行う必要があります。

その他、消防設備の設置義務、営業日数の制限（上限年間 180 日以下）等に加え、各自治体が制定する条例による制限を受けることとなります。

民泊事業の対象となる施設が「住宅」であるが故に、規制や管理者の義務は勿論のこと近隣住民への配慮や宿泊者の安全衛生の管理が民泊の運用において必要かつ重要なポイントとなっています。

民泊についてのお手続きは弊グループ SATO 行政書士法人で承っております。
SATO 行政書士法人ホームページ
http://sgs.sato-group.com/
札幌オフィス　TEL　（011）742-8222
東京オフィス　TEL　（03）6831-5577

【発行元】
2018年７月２日に同ビル内でフロア移転を致しました。
SATO 社会保険労務士法人
大阪オフィス
〒532-0011
大阪府大阪市淀川区
西中島6丁目11-25
第10新大阪ビル2F
TEL　（06）6838-7188